



島根県報

平成21年6月9日（火）

第2,092号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成21年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障害者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	（ 〃 ）	2
土地改良法の規定による工事完了の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	3
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	3
基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	4

【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	4
-----------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第459号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年6月22日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第460号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
医療法人仁寿会加藤病院	加藤病院	邑智郡川本町大字川本383-1	精神通院医療	平成20年 4月1日
仁寿かわもと診療所	仁寿診療所	邑智郡川本町大字川本376-4	精神通院医療	平成20年 10月1日

島根県告示第461号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地			
		変 更 前	変 更 後	
仁寿かわもと診療所	邑智郡川本町大字川本 376-4、376-7	邑智郡川本町大字川本 376-4	精神通院医療	平成20年 3月28日

島根県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日

浜田市

皆合越沢地区農道整備事業（基盤整備促進事業）

平成21年3月19日

島根県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市吉地町イ528-2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び奥出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 路線名
主要地方道横田多里線
- 2 道路の位置
起点：仁多郡奥出雲町横田1032-13地先
終点：仁多郡奥出雲町稲原20-4
- 3 道路の幅員
16.0メートル～17.0メートル
- 4 道路の延長
220.1メートル
- 5 指定の年月日及び番号
平成21年5月29日 第2号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日

平成21年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人島根県介護事業運営研究会

3 代表者の氏名

太田 満保

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市平田町951番地32

5 従たる事務所の所在地

島根県飯石郡飯南町頓原1070番地

6 定款に記載された目的

この法人は、島根県内の高齢者・障害者を主たる対象として、地域での生活の維持を保証するセーフティネットを構築するための諸事業を行うとともに、高齢者・障害者の福祉・介護に携わる個人・団体に対して、情報の提供と交流の促進、経営・業務の改善を支援する事業などを行うことによって、高齢者・障害者の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成21年6月18日から平成22年2月26日まで

3 作業地域

浜田市、出雲市、大田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 真野 利啓

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

42,512,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。